

由利本荘市林業専用道等整備事業費補助金交付要綱

令和3年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林施業の効率化及び活性化を図るため、林業専用道等の補修について必要な経費に対して補助を行うことを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則（平成17年由利本荘市規則第41号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当し、市長が認めた者とする。

(1) 由利本荘市管内の林業専用道等を管理する組織等

(2) 由利本荘市管内に事業所若しくは営業所を有する林業事業体で林業専用道等により団地化された区域内の間伐等の施業を行う者

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、間伐等の施業のため、林業専用道等の補修に要する事業費とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、1路線当たり100万円を上限とする。また、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、予算の範囲内で市長の定めた額とする。

(計画概要書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする施行者は、計画概要書（別記様式）を事業の施工する年度の前年度の8月31日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の申請等の手続)

第6条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによる。

2 補助金の交付額に変更がない場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、令和7年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

令和 年 月 日

由利本莊市長 様

施行者

由利本莊市林業專用道整備事業計畫概要書

令和 年度において、林業専用道整備事業を実施したいので由利本荘市林業専用道整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて提出します。

1 事業路線名					
2 事業内容	状 況	路肩決壊・土砂流入・路面洗掘 ()			
	事業費	円			
3 事業期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日				
4 搬出間伐等施業箇所	施業内容	大字	小字	地番	面積 (ha)
5 搬出間伐等施業予定年月	令和 年 月				
備 考	次の書類を添付のこと。 1 事業の内容及び金額のわかる書類 2 位置図 3 写真				